

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 2 7 日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発令を受けた所管事業者等に対する
「出勤者数の 7 割削減」の更なる徹底に関する働きかけの実施について
(依頼)

令和 3 年 4 月 2 3 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言について、東京都、大阪府、京都府及び兵庫県に対し 4 月 2 5 日から 5 月 1 1 日を実施期間として発令すること、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に愛媛県が追加されることが決定され、それを受け、「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より別添 1 のとおり依頼があり、併せて持ち回りにて開催された第 2 4 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において赤羽国土交通大臣より別添 2 のとおり指示がなされたところがあります。

以上を踏まえまして、貴団体におかれましては、テレワークの活用や休暇取得の促進等による出勤者数の 7 割削減の徹底について、着実に実施して頂くとともに、貴会会員に対しても、改めての周知、呼びかけをお願い致します。

また、エッセンシャルワーカー、現場部門等におかれましては、ローテーション勤務や自転車通勤による人との接触回避等のでき得る出勤回避の取り組みも併せて実施されるよう促すことを重ねてお願い致します。

(別添 1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡
「出勤者数の削減（テレワーク等）の推進について」

(別添 2) 第 1 7 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示